明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二二七）　二
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令（二二八）　四
〔府令〕
○金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三六）　三〇
〔府令・省令〕
○労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働四）　三二
○農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・農林水産四）　三三
〔省令〕
○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（財務五一）　三四

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災に対処して金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二七号）（金融庁）

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二三年法律第八〇号）の施行期日は、平成二三年七月二七日とすることとした。

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令等の一部を改正する政令（政令第二二八号）（金融庁）

一　金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部改正

1　震災特例金融機関等に係る特例等

(一)　経営強化計画の記載事項

(1)　震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画について、次に掲げる事項を記載することとした。（附則第二条、第四条及び第七条関係）

イ　剰余金の処分の方針

ロ　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(2)　協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、震災特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画について、(1)イ及びロに掲げる事項を記載することとした。（附則第八条関係）

(3)　協同組織中央金融機関等が、東日本大震災により自己資本の充実が必要となった協同組織金融機関に特定支援を行うために信託受益権の買取りの申込みをする場合は、当該協同組織中央金融機関等が提出する協同組織金融機能強化方針には、次に掲げる事項を記載することとした。（附則第一三条関係）

イ　協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

ロ　協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

ハ　協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、申込みに係る資金が信用事業のみに充てられることを確保するための体制に関する事項

(二)　国の資本参加の要件の特例

国の資本参加の決定に際し、返済等が困難でないことを要件としているところ、返済等に対応することができる財源を確保できる期限を一律には設けないこととした。（附則第三条、第五条、第六条及び第一四条関係）

2　特定震災特例協同組織金融機関等の特例

(一)　特定震災特例経営強化計画の記載事項

(1)　特定震災特例協同組織金融機関が提出する特定震災特例経営強化計画について、次に掲げる事項を記載することとした。（附則第九条関係）

イ　剰余金の処分の方針

ロ　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策